

東山行政区 区費の減額についての内規

この内規は、東山行政区運営規約実施細則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、区費の減額について、次のとおり定める。

- 1 減額の対象世帯
 - (1) 生活保護世帯
 - (2) 身体障害者手帳（1 級・2 級）の所有者世帯
 - (3) 高齢者（満 80 歳以上）のみの世帯（1 人暮らし、夫婦）
- 2 減額の割合は、5 割とする。
- 3 対象世帯からの、申請に基づいて減額する。
- 4 区長は、対象世帯主からの申請のうち、上記 1 の（1）及び（2）の世帯については、民生児童委員から確認を得た上で、減額を決定する。
- 5 その他区費の減額については、区議員会で協議し、決定する。

附則

- 1 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月 26 日 区議員会決定)